

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:48

管理番号	270	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】児童福祉法第59条の2に基づく認可外保育施設の設置届出の受理や第59条等に基づく立入検査、改善勧告等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例により保育行政の主体である市町村に移譲が進み、全市町村に移譲済みである。
地域の実情に詳しい市町村が処理することで、保護者へ施設の情報を詳しく提供できるなど、迅速で的確な対応ができています。
特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。
こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

児童福祉法第59条第1,3,4,5,6,7項、第59条の2第1,2項、第59条の2の5第1,2項

認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大きく影響を与えるものであり、また、来年度施行予定の子ども・子育て支援新制度の施行準備に影響を及ぼす可能性もあり、適当ではない。

なお、地方自治法(平成26年法律第83号)第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例制度を活用して、当該事務を市町村の事務とすることは、現行制度において可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:7

管理番号	286	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認可外保育所から認可保育所への移行に伴う経済的要件の緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】認可保育所の審査要件では、経済的基礎〔①土地・建物等について所有権を有すること(賃借の場合は原則として賃借権を設定・登記し、社会福祉法人以外の場合は1年間の賃借料に相当する額と1,000万円の合計額の資金を有すること)、②社会福祉法人以外の場合は年間事業費の1/12相当の資金を有すること〕を求めていること、保育所運営費から認可前に生じた運転資金に係る借入金の返済ができないことといった制約がある。

これらの制約が、認可化移行の足かせになるおそれがあるほか、無理に資金があると見せかけて、認可を受けて、かえって認可後の運営に支障を来す事態が生じかねない。

そのため、「保育所の設置認可等について」の取扱いについて等を改め、認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すべきである。

なお、平成27年4月1日施行予定の改正児童福祉法第35条第5項第1号において、保育所の認可申請に対する審査基準として経済的基礎要件が明文化されている。

根拠法令等

「保育所の設置認可等について」の取扱いについて(平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知)

不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)

改正児童福祉法第35条第5項第1号(平成27年4月1日施行予定)

御提案にある1000万円の資産要件については、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号付け、社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)において、「地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。」とされており、既に地方自治体の判断で減額することが認められている。

なお、来年度施行予定の改正後の児童福祉法(平成二六年法律第七九号)第35条第5項第1号に規定されているとおり、保育所を運営するために必要な一定の経済的基礎を設置主体に求めることは、保育の質を確保し、保護者が安心して子どもを預けるために重要な事項であって、この要件をなくすことはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

通番:8

管理番号	789	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。

【改正による効果】

保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。

根拠法令等

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:8

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。

【改正による効果】
保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。

根拠法令等

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:8

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

【改正による効果】

根拠法令等

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:10

管理番号	161	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に行えるよう、放課後児童クラブの利用児童数の下限の要件を緩和すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

現在、小規模な放課後児童クラブ(利用者9人以下)や開設日数が少ない(249日以下※特例あり)放課後児童クラブの運営費については、国庫補助対象外となっているが、県内の中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においては、国庫補助要件に満たない放課後児童クラブが以下のとおり存在している。

【具体的な支障事例】

放課後児童クラブの運営にあたっては、安全管理上、職員の複数配置が必要であるが、小規模なクラブについては特に保育料収入が少ないことから、市町村単独では運営が困難であり、県単独補助で支援している状況にある。

【制度改正の必要性】

中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においても、他の地域と同様に、放課後児童クラブを実施していく必要があるが、地域の実情を踏まえた保育ニーズに対応していくためには、5人以上、249日以下のクラブについても国庫補助対象とする等、補助要件の緩和が必要である。

○県内の全クラブ数に対する国庫補助対象外クラブ数

平成23年度:8クラブ/135クラブ

平成24年度:7クラブ/137クラブ

平成25年度:6クラブ/138クラブ

平成26年度(予定):5クラブ/144クラブ

根拠法令等

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働省事務次官通知)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:10

管理番号	259	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	相模原市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象の児童数(現行は10人以上)の緩和

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【国の動向】核家族化の進行、女性の社会進出など社会状況の変化に伴い、放課後児童クラブのニーズは年々高まりつつあり、国においても平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示された。

【本市の実情】本市における放課後児童クラブは、公設公営を66箇所設置し約4,200人の児童の受入れを行っており、また、運営費補助を行っている民設民営が21箇所あり約580人の児童の受入れを行っている。(平成26年度)

本市においてもニーズは年々増加しており、児童数の40%から50%を超えるニーズが発生している学校区もあることから、公設公営の放課後児童クラブについては、待機児童が発生している施設において小学校施設等を活用した整備や、既存施設の改修による一定規模(10人から40人)の定員枠の拡大を行っているが、小学校における少人数学級の推進等の影響により、現状においても小学校施設の活用による定員枠の拡大が困難な状況であり、今後はさらに困難な状況が予想される。

【本市の実情を踏まえた必要性】このため、今後、待機児童対策の推進にあたり、公設公営の放課後児童クラブによる一定規模の定員枠の拡大に加えて、例えばマンションの一室を借り上げて当該事業を実施するなど、民間資源を活用した小規模な定員枠の拡大についても積極的に図っていく必要がある。

こうした中、放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象である現行の児童数10人以上の基準は、事業の効率性及び安定性の観点から設けられているものと考えられるが、本市の実情を踏まえ、緩和を提案するもの。

根拠法令等

児童福祉法第6条の3第2項 等
放課後児童健全育成事業等実施要綱 I 7(1)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:10

管理番号	436	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	神戸市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

放課後児童クラブの障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えるよう提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】放課後児童クラブの需要は今後も増加することが見込まれ、それに伴い障がい児の受入体制の整備を図る必要がある。大都市においては、多人数の児童を抱えるクラブも多く、障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えることを提案する。

【支障事例】本市では196施設中119施設で244人(1施設平均2人)の障がい児を受け入れており、各施設は障がい児の人数に応じて受入体制を整備しているが、加算要件が実態と合致していない。

〔障がい児を多く受け入れている施設の学童保育指導員の配置状況の例〕

児童数37人(うち障がい児3人)→学童保育指導員8人を配置
児童数45人(うち障がい児4人)→学童保育指導員7人を配置
児童数56人(うち障がい児4人)→学童保育指導員10人を配置
児童数86人(うち障がい児5人)→学童保育指導員11人を配置

〔ほぼ同数の児童数で障がい児のいない施設の学童保育指導員の配置状況の例〕

児童数33人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
児童数44人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
児童数57人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
児童数86人(うち障がい児0人)→学童保育指導員8人を配置

障がい児を多く受け入れている施設では、本人や他の児童にケガなどが生じないよう、よりきめ細やかに見守りを行うことが保護者からも強く求められており、学童保育指導員を増員して対応する必要性が生じている。

現在の加算要件では、平成25年度実績で約127百万円を神戸市において負担している。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 3(2)障害児受け入れ推進事業

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの障害児受入加算は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:10

管理番号	437	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	神戸市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準は、全国で7時間以上開設しているクラブが約21%しかない現状からも要件を満たすことが難しい。
本市が昨年実施した利用者のニーズ調査によると、就学前児童・低学年・高学年のそれぞれの保護者が学童保育を利用する際の希望時間については、18時台～19時台までを希望する声が多く、そのニーズに沿うためにも、平日一日「6時間超」という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。
【支障事例】現在の要件による本市の長時間開設加算(平日分)対象施設は196施設中17施設(平成25年度)に過ぎず、加算要件が実態と合致していない。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 1(2)長時間開設加算額

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの長時間開設加算は、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

さらに、6時間超を6時間以上に見直すことについては、新たな予算事業を講じるものであり、これに充てる財源が明確でないことから、対応することはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

通番:10

管理番号	953	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。

《地域子育て支援拠点事業》

開設時間や職員の配置基準等の要件緩和

【支障事例】

・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。

【提案実現の効果】

・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。

《放課後児童クラブ》

利用児童数の下限等の要件緩和

【支障事例】

・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。

【提案実現の効果】

・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の資質向上が期待される。

根拠法令等

「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知)
「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)

《地域子育て支援拠点事業》

提案の補助要件を緩和した場合には、現在各自治体で実施している同種の事業が大量に国庫補助対象となることを見込まれる。現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。

なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感・負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておき、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行よりも更に開設日数要件を緩和すること等は、本来の本事業の主旨に合致しないと料される。

《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:10

管理番号	953	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。

《地域子育て支援拠点事業》

開設時間や職員の配置基準等の要件緩和

【支障事例】

・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。

【提案実現の効果】

・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。

《放課後児童クラブ》

利用児童数の下限等の要件緩和

【支障事例】

・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。

【提案実現の効果】

・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の資質向上が期待される。

根拠法令等

「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知)
「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)

《地域子育て支援拠点事業》

提案の補助要件を緩和した場合には、現在各自治体で実施している同種の事業が大量に国庫補助対象となることを見込まれる。現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。

なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感・負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておき、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行よりも更に開設日数要件を緩和すること等は、本来の本事業の主旨に合致しないと料される。

《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:12

管理番号	114	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険法地域支援事業の認知症施策に係る「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の要件の緩和				
提案団体	千葉県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業として「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」を設置して認知症支援事業を実施することが市町村に義務付けられるが、「専門的知識を有する者」として、国が養成する認知症地域支援推進員だけではなく、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業に認知症支援事業が位置付けられ、市町村に実施が義務付けられる。この事業は「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」(以下「専門的知識を有する者」)を置き実施することとされ、具体的には国が養成する認知症地域支援推進員と想定されているが、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。

【支障事例】

千葉県では、認知症高齢者の急増という現状に鑑み、認知症多職種協働の連携役を早急に養成する必要があると判断し、平成24年度に研修体系及びプログラムを作成、25年度から独自に認知症コーディネーターの養成を開始しており、その役割の多くは認知症地域支援推進員と重複している。

認知症コーディネーターの養成研修プログラムは、県内の医療、介護、福祉等各分野の多くの関係者で検討・協議を重ね、現場の声を取り入れて作成したものであり、地域の特性に応じた養成を行っている。既に69人を養成し、27年度までに160人の養成を目指しており、今後も配置促進を図っていく予定としている。しかし、地域支援事業で配置が義務付けられる「専門的知識を有する者」について認知症地域支援推進員しか認められないこととなると、本県のこれまでの取組が活かされず、継続していくことが困難となる。

【制度改正の必要性】

認知症地域支援推進員に準じる者として一定の質は確保しつつ、自治体が自主的な取組により地域の特性を踏まえて養成した者も対象とすることで、認知症の人が住み慣れた地域で生活するためのより効果的な支援が可能となるため、要件を緩和する必要がある。

根拠法令等

介護保険法第115条の45第2項第6号(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による改正後の介護保険法。当該条項の施行期日は平成27年4月1日。)

提案主体は、平成27年4月1日施行の改正介護保険法第115条の45第2項第6号に位置づけられた認知症支援事業全体について、「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」が携わることが要件となっているとの理解の下に本提案をしていると考えられる。しかし、上記「保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者」の要件は、認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業のうち、認知症初期集中支援推進事業に対する要件であり、これ以外の認知症に関する事業の要件ではないため、提案の前提となる事実が存在しない。

なお、認知症地域支援推進員については、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師等であること又は認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めたものであることが要件とされており、国が養成する者ではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:12

管理番号	322-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。

近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。

市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。

【制度改正の必要性】

このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議制の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。

根拠法令等

介護保険法第70条
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条

通所介護事業所については、これまで都道府県が指定を行ってきたところであるが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)において、介護保険法(平成9年法律第123号)を改正し、小規模な通所介護事業所については市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけたところであり、平成28年4月1日の施行を予定している(改正介護保険法第8条)。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:12

管理番号	322-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。

近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。

市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。

【制度改正の必要性】

このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議制の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。

根拠法令等

介護保険法第70条
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条

本提案は、新たな障害福祉サービス事業所の設置に当たって、都道府県に市町村との事前協議を義務づけることにより、市町村の計画に基づき想定される財政負担以上の負担を抑制することを目的としていると思料される。しかし、新たな財政負担はサービス利用者の需要があってはじめて生じるものであり、新たな障害福祉サービス事業所の設置により生み出されるものではなく、本提案と財政負担の抑制に相関関係はなく、本提案をもって財政負担の抑制を行うことはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:12

管理番号	605	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	特別養護老人ホームにおいて、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できるよう一部ユニット型施設類型を認めるような基準の改正				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により関係通知から削除された特別養護老人ホームの一部ユニット型の施設類型にかかる事項について再度改正掲載し、当該施設における一部ユニット型の施設形態を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正通知により、一部ユニット型の施設類型が廃止され、ユニット型個室とそれ以外の居室形態で別々の施設として認可・指定を行なうこととなったため、次のような支障等が生じている。

- ①施設全てをユニット化した場合、利用者の負担増による継続利用ができないことを危惧し、ユニット化が進展しない地域もある。このため、地域の中で利用者が居室形態を選択できない状況にある。
- ②本県の特養1施設の平均定員は60床未満であり、一部ユニット型の施設を別々の施設として認可・指定した場合、いずれかが地域密着型になり、当該施設においては、他市町からの利用ができず、広域型としての当初の目的が果たせない不合理が生じるとともに、将来的な利用者の確保の問題が生じる懸念があることから、施設の中にはユニット型を従来型個室へ変更する施設が出ることも懸念され、ユニット型を推進する国の施策に逆行することが危惧される。
- ③ユニット型とそれ以外(多床室等)を分け、認可・指定を行なったことにより、広域型を計画している県の老人福祉計画及び介護保険事業支援計画と実態とに齟齬が生じている。

【制度改正の必要性】

このようなことから、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できる施設を整備するうえで、また、広域型の設置目的を充足するうえにおいても一部ユニット型施設類型を認める必要がある。

この改正を行なうことにより、H25.4.1施行の県条例(特養基準条例)においても一部ユニット型を認める条例に改正したい。

根拠法令等

H23.8.18日付区政労働省高齢者支援課長他通知「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について」

平成22年当時、11都県35施設において、国と異なる解釈で一部ユニット型施設が指定され、介護報酬の過払いが生じていたという問題があり、一部ユニット型施設のあり方について検討するため、平成22年7月29日から複数回にわたり社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、議論を行った上で、平成22年9月21日の「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」を踏まえて一部ユニット型施設を廃止することを決定したという経緯があり、対応不可。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:13

管理番号	671	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険法施行令第6条に規定する介護保険認定審査委員の任期の緩和				
提案団体	堺市・大阪府				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護保険認定審査会委員の任期を市町村の裁量で定めるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

介護保険認定審査会委員の任期は、介護保険法施行令第6条により、全国一律に2年とされている。委員の改選時には、関係機関等との調整や委員の研修を実施するなど相当の時間と労力を要しているが、本市では、平成26年4月現在の委員390名のうち、平成25年4月の改選時に再任された委員が355名と9割以上を占めており、2年を超えて再任される委員が大多数である。

【制度改正の必要性】

今後の介護需要の増加に対応するためにも、委員の任期は全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できるように措置することを求めるものである。

根拠法令等

介護保険法第17条
介護保険法施行令第6条第1項

認定審査会の委員は、専門職としての経験に基づき、審査資料から、申請者固有の状況を加味して、客観的に要介護度の判定に意見を付することを求められる。このため、認定審査会の委員の任期に関しては、審査判定の客観性を確保するという観点から、任期を全国一律2年と設定しているものであり、認定審査会の委員の任期を各市町村の裁量に委ねることは適当ではないと考えている

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:13

管理番号	864	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険認定審査会委員任期を定める規定の緩和				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護保険認定審査会委員任期について、現在は介護保険法施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

介護保険法施行令第6条第1項により、介護保険認定審査会委員の任期は、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事務上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査会委員300名、うち再任された委員263人)

【制度改正の必要性】

また、認定審査は専門性を要することから一定期間の任期が必要である。
このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。

根拠法令等

介護保険法第17条
介護保険法施行令第6条第1項

認定審査会の委員は、専門職としての経験に基づき、審査資料から、申請者固有の状況を加味して、客観的に要介護度の判定に意見を付することを求められる。このため、認定審査会の委員の任期に関しては、審査判定の客観性を確保するという観点から、任期を全国一律2年と設定しているものであり、認定審査会の委員の任期を各市町村の裁量に委ねることは適当ではないと考えている